

経済産業省 令和3年度補正
廃プラスチックの資源循環高度化事業

本事業の対象事業 及び
応募にあたっての留意事項等
(2次公募要領重点事項)

一般社団法人日本有機資源協会

本資料は、令和3年度補正「廃プラスチックの資源循環高度化事業」に係る間接補助事業者2次公募要領に関して、特に重要な点に関する抜粋と補足説明資料です。

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年8月27日法律第179号）及び協会が定める令和3年度補正廃プラスチックの資源循環高度化事業費補助金交付規程をよく理解してください。

本補助事業は、エネルギー対策特別会計（エネルギー需給勘定）による予算を財源としています。事業の実施による二酸化炭素の排出量が確実に削減されることが重要です。

1.本事業の対象事業

2.応募にあたっての留意事項等

1. 本事業の対象事業

2. 応募にあたっての留意事項等

廃プラスチックの資源循環高度化事業

令和3年度補正予算案額 46.0億円

事業の内容

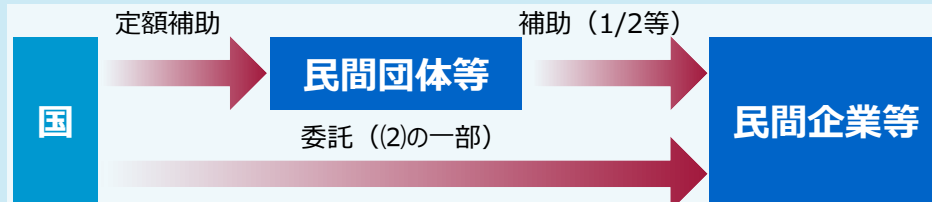
事業目的・概要

- あらゆる段階で資源の効率的・循環的な利用を図りつつ、付加価値の最大化を図る循環経済（サーキュラー・エコノミー）への移行に向けた動きが世界的な潮流となりつつある中で、海洋プラスチックごみ問題を契機として、廃プラスチックの資源循環の高度化への取組が急務となっています。
- 我が国では、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和3年法律第60号。以下「プラスチック資源循環促進法」という。）」が成立し、自主的な取組を基本としつつ、あらゆる主体におけるプラスチック資源循環の取組を促進するための措置を講じることとしました。
- 本事業では、企業の意欲的な取組を後押しするため、廃プラスチックの資源循環の高度化に資する取組を支援することを通じて、民間企業による廃プラスチックの高度な資源循環の自律的取組への移行を実現します。

成果目標

- 2030年度までに、プラスチックの資源循環に係る施策についての2030年度のマイルストーン及び温室効果ガス削減目標の達成に貢献するとともに、サーキュラー・エコノミーのビジネスモデルの構築・横展開を実現します。

条件（対象者、対象行為、補助率等）



事業イメージ

廃プラスチックの資源循環高度化事業

- (1) プラスチック使用製品の設計・製造に当たって、環境配慮設計に取り組む企業の設備投資等を支援します。

(例) プラスチック資源循環促進法のプラスチック使用製品設計指針への適合を目指して設備の導入等を行い、従来の環境配慮設計に比べて先進的なプラスチック使用製品の設計・製造を実施する。



- (2) ワンウェイプラスチックの製造・提供に当たって、ワンウェイプラスチックの使用の合理化に取り組む企業の実証や設備投資等を支援します。

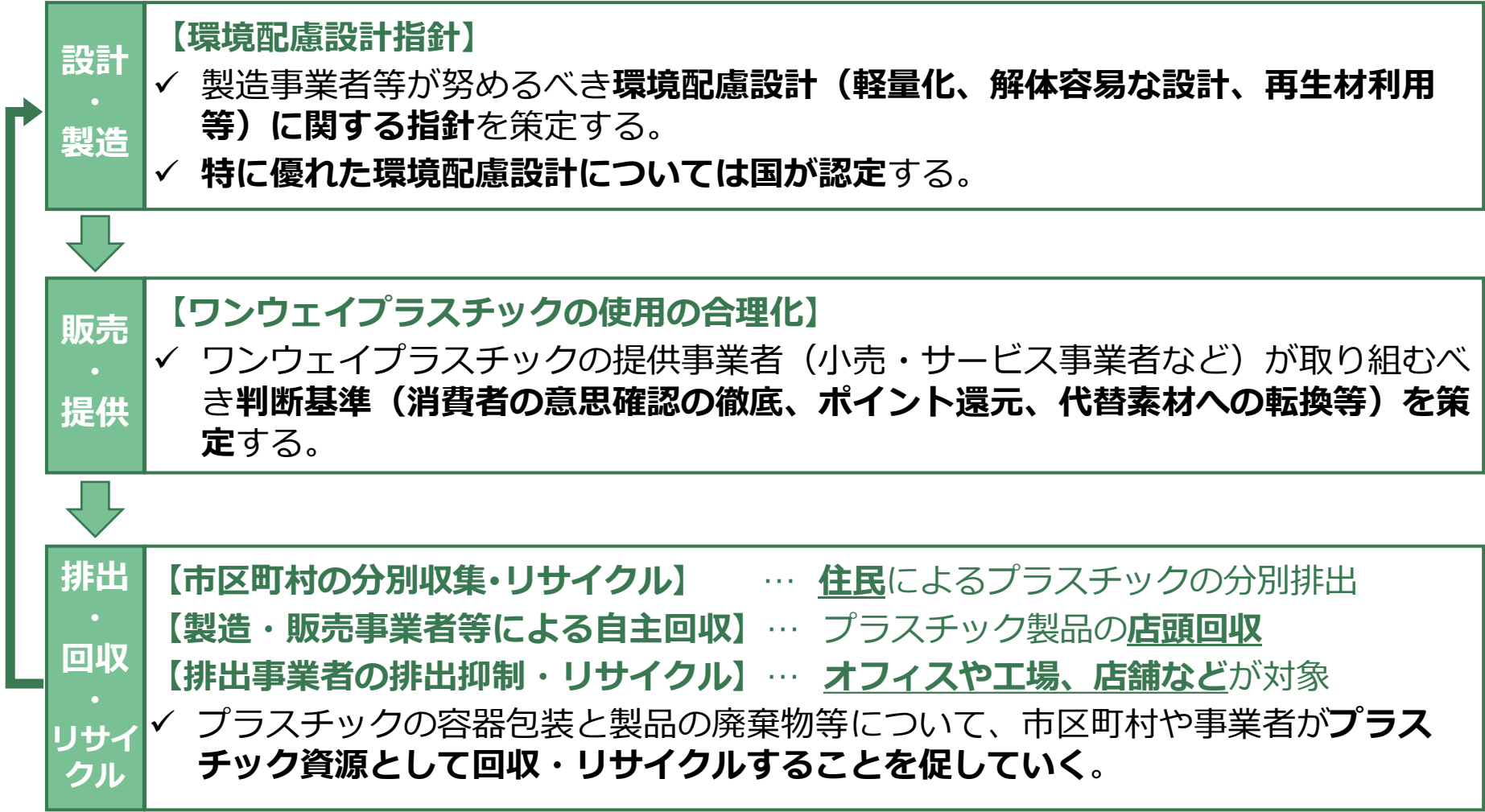
(例) ワンウェイプラスチックの薄肉化、軽量化、原材料の種類の工夫等を目指して設備の導入等を行い、プラスチック資源循環促進法の判断基準に係る目標の達成に資するワンウェイプラスチックの製造・提供を実施する。



- (3) 廃プラスチックの高度選別及び高度なりサイクル技術を実証するために必要となる設備投資等を支援します。

(例) これまでは焼却や埋立て処理をしていた廃プラスチックをリサイクルするために設備の導入等を行い、高度選別や基礎化学品へのリサイクル（ケミカルリサイクル）又は高物性再生材へのリサイクル（マテリアルリサイクル）を実施する。

製品の設計からプラスチック廃棄物の処理までのライフサイクル全般でプラスチック資源循環の取組（3R+Renewable）を促進するための措置を講じる法律



(1) プラスチック使用製品の設計・製造段階に係る設備投資等への支援

●プラスチック使用製品の設計・製造に当たって、環境配慮設計に取り組む企業の設備投資等を支援します。

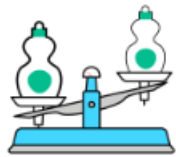
<参考>プラスチック使用製品設計指針 (<https://plastic-circulation.env.go.jp/about/pro/seido>)

◆プラスチック使用製品の設計に当たって、プラスチック使用製品製造事業者等が取り組むべき事項及び配慮すべき主な事項は、以下のとおりです。

(1) 構造

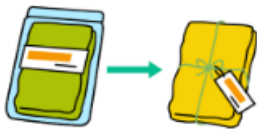
(2) 材料

①減量化



- できるだけ使用する材料を少なくすること

②包装の簡素化



- 過剰な包装を抑制すること

③長期使用化・長寿命化



- 製品全体の耐久性を高めること
- 繰り返し使用に耐えるものとする
- 部品を容易に交換できる構造とすること
- 容易に修理することができるようにすること

①プラスチック以外の素材への代替



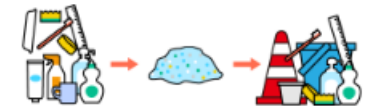
- プラスチック以外の素材に代替すること

②再生利用が容易な材料の使用



- 再生利用が容易な材料を使用すること
- 材料の種類を減らすこと
- 再生利用を阻害する添加剤等の使用を避けること

③再生プラスチックの利用



- 再生プラスチックを利用すること

④再使用が容易な部品の使用又は部品の再使用



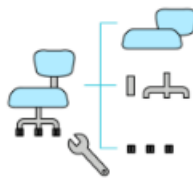
- 再使用が容易な部品を使用すること
- 部品の再使用をすること

⑤単一素材化等



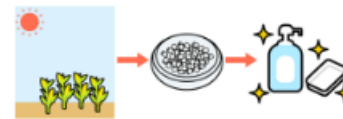
- 製品全体又は部品ごとの単一素材化又は使用する素材の種類等を少なくすること

⑥分解・分別の容易化



- 部品ごとに容易に分解・分別できるようにすること（リチウムイオン蓄電池とその他の部品等とを容易に分解・分別できることが望ましい。）
- 部品等を取り外すまでに必要な工程数ができるだけ少なくなるようにすること
- 使用されている材料の種類を表示を行うこと

④バイオプラスチックの利用



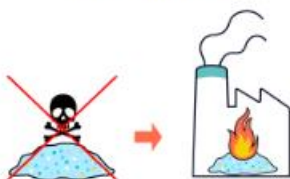
- 「バイオプラスチック導入ロードマップ」を踏まえ、
- バイオマスプラスチックを利用すること
 - 生分解性プラスチックを利用すること

⑦収集・運搬の容易化



- 可能な限り収集・運搬を容易にするような重量、大きさ、形状及び構造とすること

⑧破碎・焼却の容易化



- 再使用又は再生利用が難しい部品等については、破碎や焼却の容易化に配慮すること

(3) 製品のライフサイクル評価

- プラスチック使用製品に求められる安全性や機能性その他の用途に応じて求められる性能並びに(1)構造及び(2)材料に掲げる事項について、それぞれがトレードオフの関係となる場合があることにも留意しながら、製品のライフサイクル全体を通じた環境負荷等の影響を総合的に評価すること

(1) プラスチック使用製品の設計・製造段階に係る設備投資等への支援

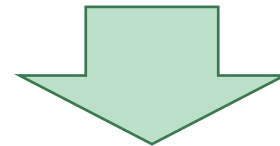
- プラスチック使用製品の設計・製造に当たって、環境配慮設計に取り組む企業の設備投資等を支援します。

➤ 1次公募における要件からの変更点

1次公募

対象： 設計認定の基準に相当する基準を示すことができる製品分野（ペットボトル）
※事業者が設計認定に申請することが補助金申請の前提。

具体的には、【①PETボトル自主設計ガイドラインに基づく基礎項目】、【②PETボトル自主行動計画2025に基づく軽量化項目】、【③代替素材項目】の①～③全要件で満たすこと。



2次公募

対象： プラスチック使用製品設計指針に基づき設計・製造され、環境配慮設計であることを示すことができる製品




※事業者が設計認定に申請することを補助金申請の**前提とはしない**。

申請時に、従来品等と比較して、環境配慮設計となっていることを示す根拠書類を提出。（当該プラスチック使用製品で取得している認証、準拠している基準やガイドライン等があれば併せて書類を提出。）

(2) ワンウェイプラスチックの製造段階に係る設備投資等への支援

- ワンウェイプラスチックの製造に当たって、ワンウェイプラスチックの使用の合理化に取り組む企業のための実証や設備投資等を支援します。

➤ 補助の対象となる製品等の範囲

対象製品	納入を想定している業種
①フォーク ②スプーン ③テーブルナイフ ④マドラー ⑤飲料用ストロー 	<ul style="list-style-type: none"> ● 総合スーパー、百貨店 ● コンビニ、食料品スーパー、洋菓子店 ● ホテル、旅館 ● レストラン、喫茶店 ● フードデリバリー 等
⑥ヘアブラシ ⑦くし ⑧かみそり ⑨シャワーキャップ ⑩歯ブラシ 	<ul style="list-style-type: none"> ● ホテル、旅館 等
⑪衣類用ハンガー ⑫衣類用カバー 	<ul style="list-style-type: none"> ● 総合スーパー、百貨店 ● クリーニング店 等

➤ 補助の対象にならない事業の例

- 上記以外のワンウェイプラスチックを製造するための事業

(3) 廃プラスチックの排出・回収・リサイクル段階に係る設備投資等への支援

- 廃プラスチックの高度選別及び高度なリサイクル技術を実証するために必要となる設計費、設備費、工事費等を支援します。
- 従前、焼却や埋め立てをしていた廃プラスチックをリサイクルするための設備導入を行い、高度選別や基礎化学品へのリサイクル（ケミカルリサイクル）又は高物性再生材へのリサイクル（マテリアルリサイクル）する事業を対象といたします。

➤ リサイクルフローにおいて補助の対象となるプロセスの範囲



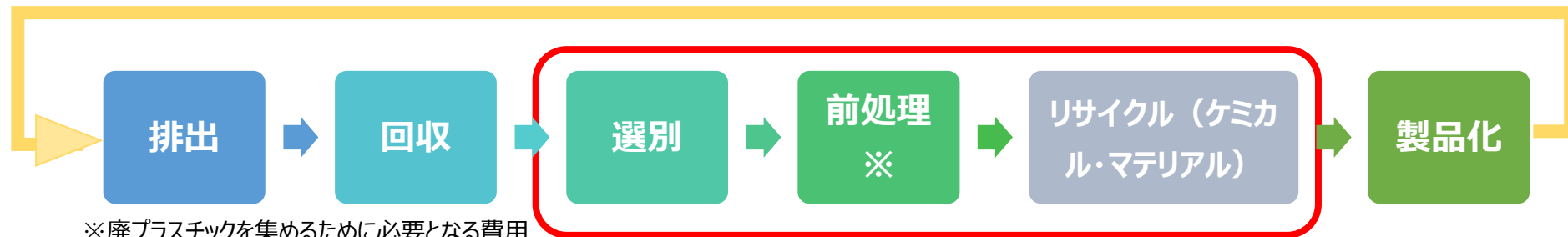
※前処理設備（粉碎設備、予熱設備等）については、廃プラスチックのリサイクルへの寄与度を踏まえ判断。（寄与度が低いと考えられる場合は対象外）

本事業の対象範囲

- ①高度選別からリサイクル（マテリアル、ケミカル）プロセス
- ②リサイクル（マテリアル、ケミカル）プロセス
- ③リサイクル（マテリアル、ケミカル）プロセスを前提とした高度選別

(3) 廃プラスチックの排出・回収・リサイクル段階に係る設備投資等への支援

➤ リサイクルフローにおいて補助の対象となるプロセスの範囲



※廃プラスチックを集めるために必要となる費用（調達、輸送等）は本事業の対象となりません。

本事業の対象

※前処理設備（粉碎設備、予熱設備等）については、廃プラスチックのリサイクルへの寄与度を踏まえ判断。（寄与度が低いと考えられる場合は対象外）

➤ 補助の対象にならない事業の例

- 廃プラスチックが資源として循環しない事業（例：高効率なプラスチック専焼熱回収装置）
→ 廃プラスチックがプラスチックや化学品として資源循環する事業として申請してください。

➤ 「高度選別」について

- ・どのような選別技術が高度か、との観点については以下を目安としてください。
 - ①従前は人手によって行われていた選別作業を、AIやロボットを用いて自動化する選別技術。
 - ②既存技術であってもプラスチック資源循環の促進を行うにあたっての課題を克服する選別技術（リサイクルプロセスで発火する恐れのあるリチウムイオン電池を取り除く技術、リサイクル率の低下を招く禁忌品を取り除く技術 等）。

※審査においては、審査基準に則って「高度性」を総合的に評価しますので、上記以外の選別技術でも提案は可能です。

(3) 廃プラスチックの排出・回収・リサイクル段階に係る設備投資等への支援

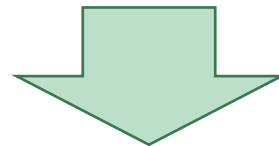
- 廃プラスチックの高度選別及び高度なリサイクル技術を実証するために必要となる設計費、設備費、工事費等を支援します。
- 従前、焼却や埋め立てをしていた廃プラスチックをリサイクルするための設備導入を行い、高度選別や基礎化学品へのリサイクル（ケミカルリサイクル）又は高物性再生材へのリサイクル（マテリアルリサイクル）する事業を対象といたします。

➤ 1次公募における要件からの変更点

1次公募

対象：事業として高度選別とリサイクルプロセスの両方を含む提案としてください。

高度選別のみ又はリサイクル（マテリアル、ケミカル）プロセスのみの事業は**対象外**



2次公募

対象：事業として高度選別かリサイクルプロセスの**どちらか片方のみ**の提案も可とします。（高度選別とリサイクルプロセスの両方を含む提案も従前どおり提案可。）

⇒ **リサイクル（マテリアル、ケミカル）プロセスを前提とした高度選別のみ**又は**リサイクル（マテリアル、ケミカル）プロセスのみ**の事業も**対象**

※ただし、そのような場合であっても、事業内容がプラスチックや化学品として資源循環することが分かるよう記載するとともに、**高度選別又はリサイクルされた廃プラスチックの用途・想定する販売先や商談の状況（見込みも可）**を可能な限り具体的に記載してください。

1. 本事業の対象事業

2. 応募にあたっての留意事項等

1. 本事業の対象事業

2. 応募にあたっての留意事項等

- ① 申請書類の作成
- ② 申請書類提出
- ③ 審査
- ④ 採択から事業開始まで
- ⑤ 事業の実施
- ⑥ 事業終了
- ⑦ 検査から支払い

スケジュール

スケジュール（見込）	申請者（間接補助事業者）	事務局（日本有機資源協会）
<p>令和4年 6月30日（木）</p> <p>8月5日（金）</p> <p>8月10日（水）頃 ～8月22日（月）頃</p> <p>8月29日（月）頃 ～9月16日（金）頃</p> <p>9月20日（火）頃～</p>	<p>申請書類の作成</p> <p>申請書類提出</p> <p>ヒアリング資料作成</p> <p>ヒアリング審査</p> <p>採択事業の受領</p> <p>交付申請書の作成</p> <p>交付申請書の提出</p> <p>交付決定通知の受領</p> <p>事業開始</p>	<p>公募開始</p> <p>申請書類受領</p> <p>公募締切</p> <p>書類確認／書類審査</p> <p>ヒアリング審査の案内</p> <p>採択事業の決定</p> <p>採択事業の通知</p> <p>交付申請書の受領</p> <p>交付決定／決定通知</p>

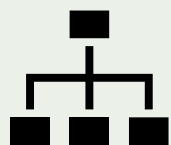
スケジュール

スケジュール（見込）	申請者（間接補助事業者）	事務局（日本有機資源協会）
<p>令和4年 6月30日（木）</p> <p>8月5日（金）</p> <p>8月10日（水）頃 ～8月22日（月）頃</p> <p>8月29日（月）頃 ～9月16日（金）頃</p> <p>9月20日（火）頃～</p>	<p>① 申請書類の作成</p> <p>申請書類提出</p> <p>ヒアリング資料作成</p> <p>ヒアリング審査</p> <p>採択事業の受領</p> <p>交付申請書の作成 交付申請書の提出 交付決定通知の受領</p> <p>事業開始</p>	<p>① 公募開始</p> <p>申請書類受領 公募締切 書類確認／書類審査 ヒアリング審査の案内</p> <p>採択事業の決定 採択事業の通知</p> <p>交付申請書の受領 交付決定／決定通知</p>

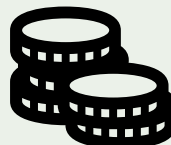
応募資格



①日本に拠点を有していること。



②本事業を的確に遂行する組織、人員等を有していること。



③本事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること。



④経済産業省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている者ではないこと。

※コンソーシアム形式による申請の場合は、
幹事者を決めていただくとともに、幹事者が事業提案書を提出してください。
(ただし、幹事者が業務の全てを他の者に再委託することはできません。)

補助率	補助率	1 / 2	1 / 3
		中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者	①資本金又は出資金が5億円以上の法人に直接又は間接に100%の株式を保有される中小・小規模事業者 ②交付申請時において、確定している（申告済みの）直近過去3年分の各年又は各事業年度の課税所得の年平均額が15億円を超える中小・小規模事業者
			上記のいずれにも該当しない事業者

算出された補助額に1,000円未満の端数が生じた場合には切り捨て

消費税は補助対象経費から除外

補助上限額は定めない

補助対象経費

1 区分	2 費目	3 細分	4 内容
I.設計費	設計費		事業を行うために直接必要な基本設計、実施設計、工事監理に要する経費をいう。
II.設備費	設備費		事業を行うために直接必要な設備及び機器本体の購入並びに購入物の運搬、据付け、試運転調整に要する経費をいう。
	業務費		事業を行うために直接必要な機器、設備又はシステム等に係る製作、試験及び検証に要する経費をいう。また、間接補助事業者が直接、製作、試験及び検証を行う場合においてこれに要する材料費、人件費、その他に要する費用をいい、請負又は委託により製作、試験及び検証を行う場合においては請負費又は委託料の費用をいう。

補助対象経費

1 区分	2 費目	3 細分	4 内容
Ⅲ.工事費	本工事費	(直接工事費) 材料費	事業を行うために直接必要な材料の購入費をいい、これに要する運搬費、保管料を含むものとする。この材料単価は、建設物価(建設物価調査会編)、積算資料(経済調査会編)等を参考のうえ、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して事業実施可能な単価とし、根拠となる資料を添付すること。
		労務費	本工事に直接必要な労務者に対する賃金等の人件費をいう。この労務単価は、毎年度農林水産省、国土交通省の2省が協議して決定した「公共工事設計労務単価表」を準用し、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して事業実施可能な単価とし、根拠となる資料を添付すること。
		直接経費	事業を行うために直接必要とする経費であり、次の費用をいう。 ① 特許権使用料(契約に基づき使用する特許の使用料及び派出する技術者等に要する費用)、 ② 水道、光熱、電力料(事業を行うために必要な電力電灯使用料及び用水使用料)、 ③ 機械経費(事業を行うために必要な機械の使用に要する経費(材料費、労務費を除く。))

補助対象経費

1 区分	2 費目	3 細分	4 内容
Ⅲ.工事費	本工事費	(間接工事費) 共通仮設費	次の費用をいう。 ① 事業を行うために直接必要な機械器具等の運搬、移動に要する費用、 ② 準備、後片付け整地等に要する費用、 ③ 機械の設置撤去及び仮道布設現道補修等に要する費用、 ④ 技術管理に要する費用、 ⑤ 交通の管理、安全施設に要する費用
		現場管理費	請負業者が事業を行うために直接必要な現場経費であって、労務管理費、水道光熱費、消耗品費、通信交通費その他に要する費用をいい、類似の事業を参考に決定する。(間接補助事業者自身の計上は不可)
		一般管理費	請負業者が事業を行うために直接必要な諸給与、法定福利費、修繕維持費、事務用品費をいい、類似の事業を参考に決定する。(間接補助事業者自身の計上は不可)

補助対象経費

1 区分	2 費目	3 細分	4 内容
Ⅲ.工事費	付帯工事費		本工事費に付随する直接必要な工事に要する必要最小限度の範囲で、経費の算定方法は本工事費に準じて算定すること。
	機械器具費		事業を行うために直接必要な建築用、小運搬用その他工事用機械器具の購入、借料、運搬、据付け、撤去、修繕及び製作に要する経費をいう。
	調査及び試験費		事業を行うために直接必要な調査、測量及び試験に要する経費をいう。

原則 3 者以上の見積りを取りよせ、適切な判断基準により選定理由を明確にすること

＜補助対象外経費の代表例＞

既存施設の撤去・移設・復旧・廃棄費、機械基礎以外の基礎工事、建屋建設に係る経費

応募書類

- ▶ 申請書（様式1）（必須）
- ▶ 提案書（様式2）（必須）
- ▶ 事業実施スケジュール
（様式2の「2. 間接補助事業の開始、完了予定日及び事業スケジュール」で別添とする場合）
- ▶ 事業収支計画及び資金調達計画が分かる資料
例えば、キャッシュフロー計算書を添付し、その計算における前提条件を記載してください。資金調達計画については、様式2の「4. 補助金見込額等」で記載した総事業費 について、資金調達計画を具体的に記載してください。
（様式2の「5. 資金計画」で別添とする場合）
- ▶ 実施体制資料図（様式2の「7. 事業実施体制」で別添とする場合）
- ▶ 企業パンフレット等業務概要がわかる資料
（様式2の「3.（1）申請者の営む主な事業」で別添とする場合）
- ▶ 経理状況説明書（様式2の「3.（2）申請者の財務状況」で別添とする場合）
直近1決算期の貸借対照表及び損益計算書
（応募の申請時に、法人の設立から1会計年度を経過していない場合には、申請年度の事業計画及び収支予算。）

応募書類

- ▶ 様式2の「4. 補助金見込み等」の根拠書類として、導入設備等の見積書(必須)
- ▶ 様式2の「4. 補助金見込み等」の根拠書類として、リースを活用する場合、リース契約書の写し、特約又は覚書等の写し、リース料から補助金相当分が減額されていることを証明できる書類
- ▶ 導入前後の比較ができる概略図及びフロー図(必須)
- ▶ 事業所内における導入設備の配置計画図(必須)
- ▶ 廃掃法に基づく施設設置の許可が必要な場合は、その許可証の写し、又は間接補助事業を完了するまでに許可を得る予定の場合は、その旨を記載した書類
- ▶ 廃掃法に基づく、一般廃棄物処理業又は産業廃棄物処理業の許可が必要な場合は許可証の写し、若しくは、許可を得る予定の場合は、その旨を記載した書類
- ▶ 対象事業(1)への申請者は、従来品等と比較して、環境配慮設計となっていることを示す根拠書類(当該プラスチック使用製品で取得している認証、準拠している基準やガイドライン等があれば併せて書類を提出。)

スケジュール

スケジュール（見込）	申請者（間接補助事業者）	事務局（日本有機資源協会）
令和4年 6月30日（木）	申請書類の作成	公募開始
8月5日（金）	② 申請書類提出	申請書類受領 公募締切
8月10日（水）頃 ～8月22日（月）頃 8月29日（月）頃 ～9月16日（金）頃	ヒアリング資料作成 ヒアリング審査	書類確認／書類審査 ヒアリング審査の案内
9月20日（火）頃～	採択事業の受領 交付申請書の作成 交付申請書の提出 交付決定通知の受領 事業開始	採択事業の決定 採択事業の通知 交付申請書の受領 交付決定／決定通知

公募期間 | 令和4年8月5日（金）17時まで
（下記①、②ともに）

提出方法



- ① 補助金申請システム「jGrants」で応募を受け付けます。
 - ▶ 申請者はgBizIDプライムアカウントが必要となります。
（アカウント作成に3週間程度要することがあります）

詳細はjGrants本事業ページ及び当協会2次公募ページ掲載の「jGrants事業者用申請マニュアル」をご覧ください。



- ② 申請者はjGrantsの申請と並行して、申請書類一式の2冊の冊子作成の上、1冊を協会に提出（郵送）し、もう1冊は申請者にて保管してください。

スケジュール

スケジュール（見込）	申請者（間接補助事業者）	事務局（日本有機資源協会）
<p>令和4年 6月30日（木）</p> <p>8月5日（金）</p> <p>8月10日（水）頃 ～8月22日（月）頃</p> <p>8月29日（月）頃 ～9月16日（金）頃</p> <p>9月20日（火）頃～</p>	<p>申請書類の作成</p> <p>申請書類提出</p> <p>③</p> <p>ヒアリング資料作成</p> <p>ヒアリング審査</p> <p>採択事業の受領</p> <p>交付申請書の作成</p> <p>交付申請書の提出</p> <p>交付決定通知の受領</p> <p>事業開始</p>	<p>公募開始</p> <p>申請書類受領</p> <p>公募締切</p> <p>書類確認／書類審査</p> <p>ヒアリング審査の案内</p> <p>採択事業の決定</p> <p>採択事業の通知</p> <p>交付申請書の受領</p> <p>交付決定／決定通知</p>

審査・採択方法



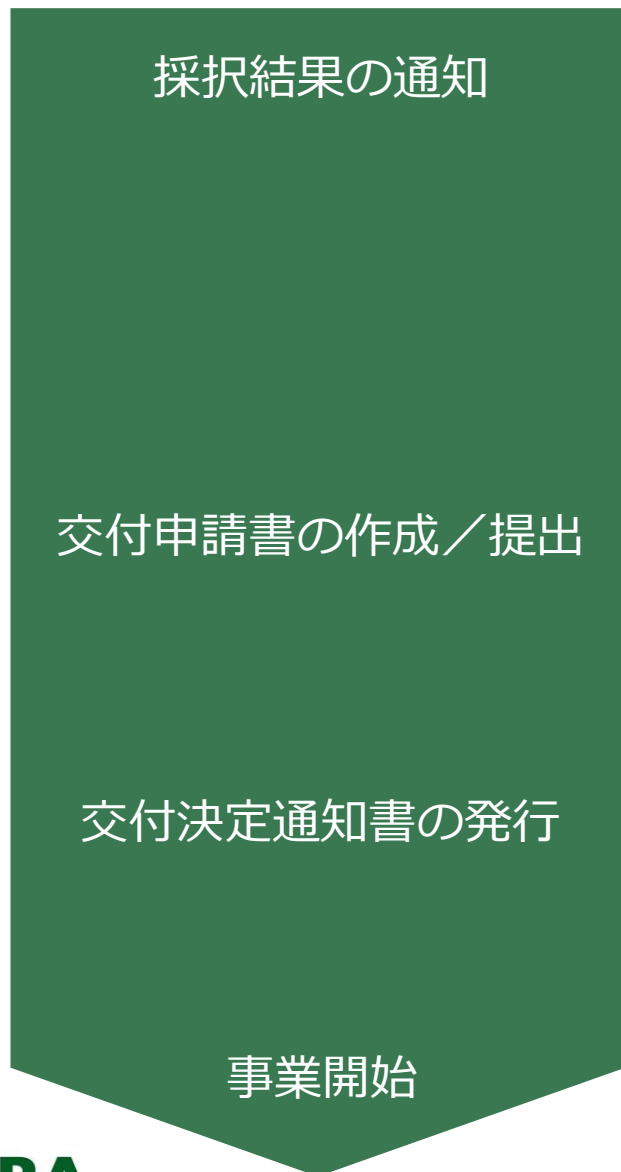
審査・採択基準

*ご提案いただいた内容を確認する目的で、プレゼン形式でヒアリングをさせていただく場合がございます。

- ① 課題の解消度
- ② CO₂排出削減の見込み
- ③ 事業終了後の出口戦略
- ④ プラスチック資源循環への貢献の見込み
- ⑤ 事業の波及効果
- ⑥ 実施体制・事業計画・スケジュール
- ⑦ 経費の妥当性

スケジュール

スケジュール（見込）	申請者（間接補助事業者）	事務局（日本有機資源協会）
令和4年 6月30日（木） 8月5日（金） 8月10日（水）頃 ～8月22日（月）頃 8月29日（月）頃 ～9月16日（金）頃	申請書類の作成 申請書類提出 ヒアリング資料作成 ヒアリング審査	公募開始 申請書類受領 公募締切 書類確認／書類審査 ヒアリング審査の案内 採択事業の決定
9月20日（火）頃～	④ 採択事業の受領 交付申請書の作成 交付申請書の提出 交付決定通知の受領 事業開始	採択事業の通知 交付申請書の受領 交付決定／決定通知



通知		
公表		
提出		交付申請の際、協会との協議を経て、事業内容・構成、事業規模、金額などに変更が生じる可能性がある
発行		交付決定前に発注等を行った場合、補助対象とはならないため注意

スケジュール

スケジュール（見込）	申請者（間接補助事業者）	事務局（日本有機資源協会）
<p>令和4年 6月30日（木）</p> <p>8月5日（金）</p> <p>8月10日（水）頃 ～8月22日（月）頃</p> <p>8月29日（月）頃 ～9月16日（金）頃</p> <p>9月20日（火）頃～</p>	<p>申請書類の作成</p> <p>申請書類提出</p> <p>ヒアリング資料作成</p> <p>ヒアリング審査</p> <p>採択事業の受領</p> <p>交付申請書の作成</p> <p>交付申請書の提出</p> <p>交付決定通知の受領</p>	<p>公募開始</p> <p>申請書類受領</p> <p>公募締切</p> <p>書類確認／書類審査</p> <p>ヒアリング審査の案内</p> <p>採択事業の決定</p> <p>採択事業の通知</p> <p>交付申請書の受領</p> <p>交付決定／決定通知</p>
	<p>⑤～⑦ 事業開始</p>	

事業実施期間

交付決定日～令和5年2月28日

※ただし、事業実施期間は協会と協議の上、協会が認めた場合に令和5年3月中旬まで延長することが可能です。

進捗状況確認

間接補助事業の実施状況の把握のため、定期的に進捗状況を確認します

その他の注意点

具体的経理処理等については、「補助事業事務処理マニュアル（ver.R3.1）」を参照すること

〔 但し、補助対象経費：Ⅲ.工事費 本工事費（間接工事費）一般管理費については、
「委託事業事務処理マニュアル（ver.R3.1）」を参照 〕

実績報告書の提出

▶ 実績報告書の提出時における実施体制把握

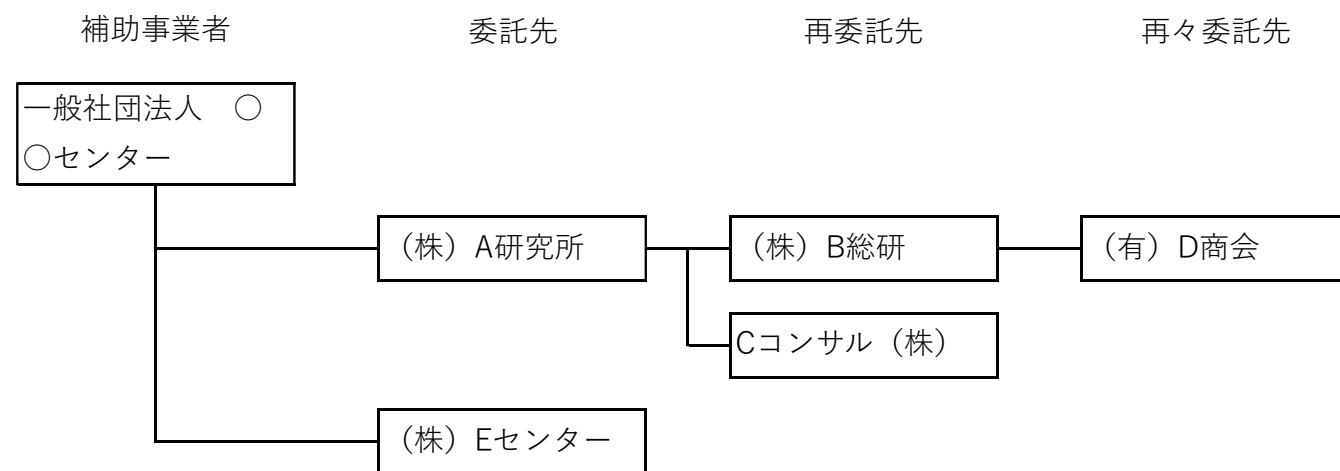
事業の実施体制を確認する必要があるため、事業終了後に実績報告書を提出する際は、別途、補助対象として経費計上しているもので、請負又は委託契約をしている場合については、契約先の事業者（税込み100万円以上の取引）の事業者名、間接補助事業者との契約関係、住所、契約金額、契約内容を記述した実施体制資料を添付する

実施体制（税込み100万円以上の請負・委託契約）

事業者名	当社との関係	住所	契約金額（税込み）	業務の範囲
(株) A研究所	委託先	東京都〇〇区・・・	※算用数字を使用し、円単位で表記	※できる限り詳細に記入のこと
(株) B総研	再委託先（(株) A研究所の委託先）	上記記載例参照	上記記載例参照	上記記載例参照
Cコンサル（株）	再委託先（(株) A研究所の委託先）	上記記載例参照	上記記載例参照	上記記載例参照
(有) D商会	再々委託先（(株) B総研からの委託先）	上記記載例参照	記入不要（※）	上記記載例参照
(株) Eセンター	委託先	東京都〇〇区・・・	※算用数字を使用し、円単位で表記	※できる限り詳細に記入のこと

（※）（有）D商会は、補助事業者からみると、再々委託先になるので契約金額の記入は不要

実施体制図（税込み100万円以上の請負・委託契約）



実績報告書の提出

確定検査

補助金の支払い

事業報告書の提出

実績報告書に基づき現地調査を行い、支払額を確定する

- ▶ 交付決定額の範囲内であって実際に支出を要したと認められる費用
- ▶ 帳簿類及び領収書等の証拠書類が必要（事務処理マニュアルを参照）
- ▶ 支出額及び内容について適切でないと判断した経費については対象外となる可能性がある

基本、事業終了後、交付すべき補助金の額を確定した後の精算払い

本事業終了後、3年間事業報告書を提出（交付規程 第24条）



- ▶ 以上、2次公募要領重点事項の説明でした。

内容

1. 本事業の対象事業
2. 応募にあたっての留意事項等
 - ① 申請書類の作成
 - ② 申請書類提出
 - ③ 審査
 - ④ 採択から事業開始まで
 - ⑤ 事業の実施
 - ⑥ 事業終了
 - ⑦ 検査から支払い

お問い合わせ先

一般社団法人日本有機資源協会

〒104-0033

東京都中央区新川2-6-16 馬事畜産会館401号室

TEL: 03-3297-5618

E-mail: pla-kodoka@jora.jp

事務局：牛木、十川